

特別会計見直しの考え方について

所管	農林水産省	会計（勘定）	森林保険特別会計
----	-------	--------	----------

（１）行政改革の重要方針（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）について

① 措置内容

森林保険特別会計については、平成 20 年度までに、独立行政法人化を検討するものとする。

② これに対する現時点での考え方

- ・平成 21 年 3 月、森林保険特別会計は廃止し、森林保険業務は独立行政法人に移管することとした。
- ・その後、平成 21 年 9 月、民主党政権下において、政府全体における特別会計及び独立行政法人の見直しを踏まえて検討することとし、当面、そのまま制度運営を維持することとなった。

（２）特別会計改革の基本方針（平成 24 年 1 月 24 日閣議決定）について

これに対する現時点での考え方（これに即した対応が困難と考える場合には、その理由を明記。）

「森林保険特別会計については、平成 26 年度中に廃止するものとする。国以外の実施主体への移管についての検討を早急に行い、平成 24 年度中にその結論を得るものとし、これを踏まえ、所要の制度改革を平成 25 年度中に行うものとする。」とされたことを踏まえ、国以外の実施主体への移管について検討したが、「平成 25 年度予算編成の基本方針」（平成 25 年 1 月 24 日閣議決定）において、「特別会計改革の基本方針」が凍結され、検討の結論を得るには至らなかったところ。

（３）（１）～（２）を踏まえた各府省としての特別会計見直しの考え方について

森林保険特別会計は廃止し、森林保険業務は独立行政法人森林総合研究所に移管するとともに、国は、債務保証その他必要な財政上の措置を講ずるものとする。

森林保険は、被災後の森林所有者による再造林の促進による森林の多面的機能の発揮等の公共上の見地から確実に政策として実施されることが必要である。この保険については、国が実施主体となることが必要不可欠ではないものの、民間の主体にゆだねた場合には、森林の自然災害リスクの特性や収益性等の点から必ずしも実施されないおそれがあることから、独立行政法人に移管することが適当である。移管先の独立行政法人としては、填補の対象となる森林の自然災害に関する専門的知見を有することなどから、独立行政法人森林総合研究所が適当。

また、独立行政法人森林総合研究所への移管に当たっては、異常災害により巨額な保険金支払が必要となった場合にも、森林所有者に迅速かつ円滑に保険金の支払ができるよう、国によるリスク補完措置として債務保証その他必要な財政上の措置が必要。

<記載要領>

1. （１）については、「行政改革の重要方針」のうち、当該特別会計の見直しに関連する記述について記載の上、現時点での考え方を記載してください。
2. （２）については、「特別会計改革の基本方針」のうち、当該特別会計に関連する記述について記載の上、現時点での考え方を記載してください。
3. （３）については、現時点における特別会計見直しの考え方について記載してください。

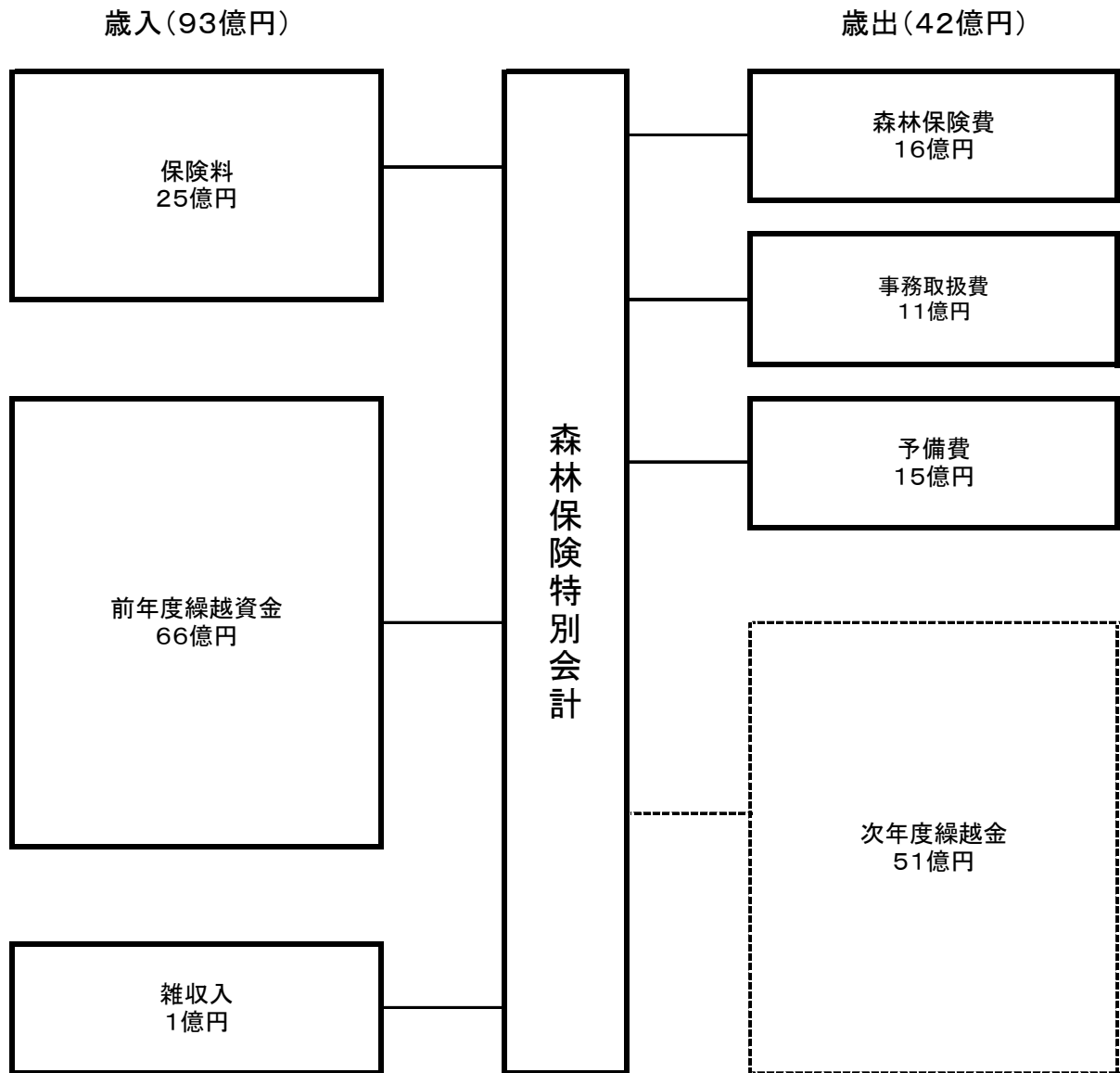
会 計	森林保険特別会計	勘 定	—		
担当府省	農林水産省	担当部局・課室	林野庁計画課	作成責任者	猪島 康浩

設 置 の 経 緯 (沿 革 及 び その後の変遷)	昭和12年 森林火災国営保険法の制定に伴い森林火災保険特別会計を設置 昭和36年 気象災の追加(森林火災国営保険法を森林国営保険法に改正)に伴い森林保険特別会計と名称変更
設 置 の 趣 旨	政府が行う森林国営保険に関する経理を明確にすること(特別会計法第150条)
制 度 / 事 業 の 概 要	<p>【目的】</p> <p>森林国営保険は、自然災害等による損失を補填することにより、災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定を図ることを目的としている。</p> <p>【制度/事業内容】</p> <p>政府が保険者となり、森林所有者を被保険者として、森林についての火災、気象災(風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害)、噴火災による損害を填補する。</p>
一 般 会 計 ・ 他 勘 定 と 区 分 経 理 し て い る 理 由	<p>【1 一般会計と区分経理している理由】</p> <p>森林国営保険は、①保険加入者(森林所有者)からの保険料を財源として長期収支が均衡するよう運営しており、受益(保険金)と負担(保険料)の関係を明確にする必要があること、②変動の大きい自然災害の発生状況により単年度では剰余を生じる場合もあれば不足を生じる場合もあるため、将来の保険金等の支払いに備えて積立金を積み立てておく必要があること等から、一般会計とは区分して経理する必要がある。</p> <p>仮に一般会計において経理することとした場合、①受益と負担の関係が不明確となる、②異常災害により緊急に多額の保険金支払が必要となった場合に積立金がなければ迅速な保険金支払いに支障が生じる等といった弊害が生じる。</p> <p>【2 受益と負担の関係】</p> <p>受益者は災害時に保険金の支払いを受ける保険加入者であり、負担者は保険料を払い込む保険加入者であることから、受益者自身がコストを負担するという明確な関係性がある。</p> <p>【3 他勘定と区分経理している理由】</p> <p>該当なし</p> <p>【4 一般会計とは異なる財務会計処理の有無及びその内容】</p> <p>特別会計に関する法律において以下の財務会計処理を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林保険特別会計の歳入歳出項目 ・決算上剰余金を生じた場合には、将来の保険金等の支払いに備えて積立金として積み立てる ・保険金支払原資が不足した場合には、借入金をする ことができる 等
そ の 他 特 記 事 項	<p>民間の損害保険会社においては、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 自然災害を対象とする森林保険はリスクが極めて高い保険であること ② 森林保険業務の実施に必要な森林・林業の技術的な知見を有していないこと ③ 森林保険のマーケット規模が小さく、参入する魅力に乏しいこと <p>から自然災害を対象とする森林保険は取り扱われていない。</p>

【 財 源 】

【森林保険特別会計】

【 歳 出 の 内 訳 】



（注1） 端数処理の関係上、合計と一致しないものがある。

（注2） 次年度繰越金は、歳入歳出の単純な差額であり、森林保険特別会計の歳出ではないが参考に記載。

特別会計で実施する事務事業の概要（歳入・歳出概要）

1. 歳 入

（単位：億円）

項 目	平成 22 年度 （予算）	平成 23 年度 （予算）	平成 24 年度 （予算）	平成 25 年度 （予算）
保険料	27	27	25	25
前年度繰越資金受入	77	74	70	66
雑収入	3	2	2	1
歳 入 合 計	106	103	97	93

2. 歳 出

（単位：億円）

項 目	平成 22 年度 （予算）	平成 23 年度 （予算）	平成 24 年度 （予算）	平成 25 年度 （予算）
森林保険費	20	19	17	16
事務取扱費	13	12	12	11
予備費	15	15	15	15
歳 出 合 計	48	46	44	42

（注）予算額は、補正後予算額である。

3. 定員の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
年度末定員数（人）	7	7	6	5
前年度比増▲減	—	—	▲1	▲1

【1. 剰余金の推移】

(単位：億円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算時の歳入歳出差額	62	58	57	53	51
決算における剰余金額	89	84	79	71	
(処理方法)					
積立金への積立	14	13	13	9	
翌年度歳入への繰り入れ	74	70	66	62	
一般会計歳入への繰り入れ	-	-	-	-	

(参考) 一般会計からの繰り入れ実績

(単位：億円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
一般会計からの繰入額(実績)	-	-	-	-	

〈一般会計からの繰入れの名目、用途等〉

該当なし

剰余金

【2. 剰余金の発生理由】

剰余金の発生は、保険事故が少なかったことにより保険金を要することが少なかったこと等による。なお、決算剰余金には、翌年度へ繰り越す必要がある未経過保険料及び支払備金に相当する額が含まれている。

〈24年度決算剰余金の詳細〉

森林保険費に係る歳出の不用額9億円、事務取扱費に係る歳出の不用額1億円、保険料収入に係る歳入の減少3億円、前年度繰越資金受入に係る歳入の減少3億円のほか、翌年度歳入繰入62億円などにより決算剰余金71億円が発生。

積立金

【1. 積立金の名称】 森林保険特別会計積立金

【2. 積立金を保有する目的】

変動の大きい自然災害の発生状況により単年度では剰余を生じる場合もあれば不足を生じる場合もあるため、将来の保険金等の支払いに備えるため積み立てておく必要がある。

【3. 積立金の原資】

保険加入者からの保険料収入

【4. 積立金の推移】

(単位：億円)

	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末予定
積立金額	158	173	187	200	209
対前年度比較増▲減	5	14	13	13	9

【5. 積立金取り崩しの実績】

年度	取り崩し理由	金額(億円)
平成19年度	保険金等の支払いに充当するため	16
平成20年度	保険金等の支払いに充当するため	15

貸借対照表

	23 年度 〔 自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日 〕
<資産の部>	
現金・預金	266
未収収益	0
無形固定資産	2
資産合計	269
<負債の部>	
未払金	0
支払備金	6
未経過保険料	59
賞与引当金	0
退職給付引当金	0
負債合計	67
<資産・負債差額の部>	
資産・負債差額	202
負債及び資産・負債差額合計	269